

令和元年(2019年)

11/11

No.1411



区のおしらせ

ちゅうおう



インフルエンザを 予防しましょう

今シーズンは
早めの注意が
必要です

インフルエンザは38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が比較的急速に現れる感染症です。感染力が強く、特に抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、慢性疾患をお持ちの方がかかると、重症化することがあります。
インフルエンザは流行が始まると、短期間で感染が広がります。ご自身

やご家族をインフルエンザから守るために、積極的に予防に努めましょう。

予防方法

- ・手洗いの励行、アルコール製剤を用いた手指衛生
- ・マスクの着用



- ・適度な湿度(50~60%)を保つ。
 - ・十分な休養とバランスのよい食事を取る。
 - ・インフルエンザの予防接種を受ける。
- インフルエンザ流行前のワクチン接種は、かかった場合の重症化を防ぎます。12月上旬までに接種を完了させることが重要です。

もしもかかってしまったら、一般的に症状が出てから1週間程度は鼻や喉からウイルスを排出するといわれているため、周囲の人にうつさない配慮が必要です。マスクを着ける、ハンカチで口や鼻を覆うなど、せきエチケットを守りましょう。
☎中央区保健所健康推進課予防係 ☎(3541)5930

緊急告知ラジオの有償頒布

緊急告知ラジオとは

地震速報や弾道ミサイル情報など緊急事態発生時に、中央エフエムからの電波を受信し、自動的に防災情報を放送するラジオです。

また平常時は、中央エフエムをはじめ、NHK FMなど6局が受信できるラジオとしてお使いいただけます。

◎中央エフエムは、中央区との間で「災害・防災情報等の放送に関する協定」を締結しているコミュニティ放送事業者です。

頒布対象・価格

- ・区民 1台1,000円(1世帯2台まで)
- ・区内事業所 1台8,500円(台数制限なし)

頒布場所

- ・区役所1階防災危機管理センター

- ・日本橋・月島特別出張所(区内事業所への頒布は行いません)

頒布手続き

- ・区民 住所が確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)と代金を持参の上、窓口で申請書を記入してください。
- ・区内事業所 代金を区役所1階防災危機管理センターに持参の上、窓口で申請書を記入してください。

◎申請書は区のホームページからダウンロードすることもできます。

緊急告知ラジオの特徴

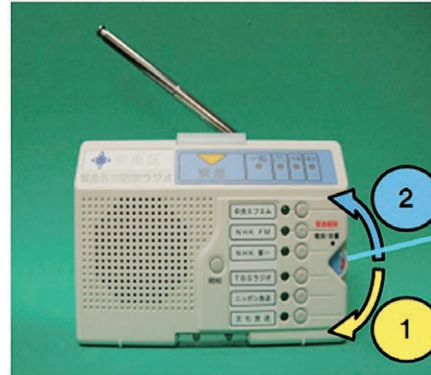
- ・電源がOFFでも緊急放送時は自動的に起動し、大音量でお知らせします。
- ・停電しても充電式乾電池が内蔵されているため、一定時間使用でき、

携帯ラジオとして外に持ち出せません。

放送内容

- ・全国瞬時警報システム(Jアラート)の情報
 - ・緊急地震速報(区内震度5弱以上)や、弾道ミサイル情報といった国民保護情報など
 - ・避難勧告や緊急情報などの区が発信する防災情報
- ◎中央エフエムでは、23区内震度4以上の地震情報や、中央区を対象

別図



とした気象警報なども放送しています。

試験放送

試験放送を毎月15日に行います。偶数月は午後7時ごろ、奇数月は午前9時ごろに実施します。

◎電波の状況によっては、試験放送終了後に通常の放送が流れ続けることがあります。この場合は、別図のとおりダイヤルを操作することで放送が切れます。

注意事項

お求めいただいたラジオは、初期不良以外の理由による返品には応じられません。

☎危機管理課危機管理担当 ☎(3546)5087

この「電源/音量ダイヤル」を、
①時計回り(音量が大きくなる方向)に回す。
②反時計回りに「カチッ」と音がするまで回す。

凡例 問い合わせ(申込)先 HPホームページアドレス ④Eメールアドレス

区の公式 SNSなど



リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

12月3日(火)~9日(月)は「障害者週間」

障害のある方が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者基本法に基づき、毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」としています。この機会に改めて区民の皆さん一人一人が障害について理解を深め、共に支え合う地域での暮らしについて考えてみませんか。

障害のある方のための各種サービス

各種手当や、日常生活または社会参加のために区が実施するサービスについて、主なものを紹介します。なお所得や年齢、障害程度による制限などがありますので、

詳しくはお問い合わせください。

☎・〇印の事業について
障害者福祉課障害者福祉係
☎(3546)5389
FAX(3544)0505

●印の事業について
障害者福祉課相談支援係
☎(3546)6032
FAX(3544)0505
□印の事業について
障害者福祉課給付指導係

☎(3546)5697
FAX(3544)0505
●印の事業について
子育て支援課子育て支援係
☎(3546)5350
FAX(3546)2129

手当

- 心身障害者福祉手当**
65歳未満で身体障害者手帳1~3級、愛の手帳1~4度、精神障害者保健福祉手帳1級または脳性まひ、進行性筋萎縮症の方
- 特別障害者手当**
20歳以上で常時特別な介護を必要とし、身体または精神に著しい重度の障害を有する、おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障害が重複している方、またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方(各種手帳を取得していなくても可)
- 重度心身障害者手当**
65歳未満で、重度の知的障害と著しい精神症状のある方、重度の知的障害とおおむね身体障害者手帳1・2級程度の障害が重複している方、または重度の肢体不自由で四肢および体幹機能が失われている方
- 児童育成手当(障害手当)**
20歳未満の障害のある児童(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1~3度程度または脳性まひ、進行性筋萎縮症)を扶養している方
- 児童育成手当(育成手当)**
18歳に達した年度の末日までの児童を扶養している重度の障害の状態にある保護者
- 障害児福祉手当**
20歳未満で常時介護を必要とし、身体または精神に重度の障害を有する、おおむね身体障害者手帳1級、2級の一部、愛の手帳1・2度程度の方またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方(各種手帳を取得していなくても可)
- 特別児童扶養手当**
20歳未満の障害のある児童(身体障害者手帳1~3級、4級の一部、愛の手帳1~3度程度、精神障害または内部障害のある児童)を扶養している方
- 児童扶養手当**
18歳に達した年度の末日までの児童(身体障害者手帳1~3級、愛の手帳1・2度、3度の一部の障害のある児童の場合は20歳未満)を扶養している重度の障害の状態にある保護者

障害のある方を介護する方が病気などのために一時的に介護できないとき、または障害のある方の精神的自立と日常動作の自立を図りたいとき、「レインボーハウス明石」で1回7日(年間90日)を限度に、利用できます。

- 日中一時支援**
「レインボーハウス明石」の日帰り利用です。短期入所と合わせ、年間90日を限度に利用できます。
- 日常生活用具購入費の給付**
重度の障害のある方の日常生活を支援するため、特殊寝台や入浴補助用具など各種用具購入費を給付します。
ただし介護保険サービスによる福祉用具貸与との共通品目は除きます。
- 住宅設備改善費の給付**
身体障害のある方や難病患者などが、自宅の浴室・玄関・トイレなど設備を改善する費用の全部または一部を助成します。
なお歩行ができない身体障害のある方のための「屋内移動設備」「階段昇降機」の設置も含まれます。
ただし、介護保険や高齢者福祉で同様のサービスを受けられる方を除きます。必ず事前にご相談ください。
- 重症心身障害者(児)在宅レスパイト事業**
日常的に医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害者(児)の居宅に訪問看護師を派遣して、一定時間医療的ケアなどを行います。
- 家具類転倒防止器具の取付**
肢体の障害が身体障害者手帳1~4級、視覚障害1~6級、愛の手帳1~3度および精神障害者保健福祉手帳1・2級の方のご自宅に、家具類転倒防止器具を設置します。ただし、65歳以上の方は「中央区家具類転倒防止器具取付事業(高齢者)」の対象となる場合があります。
- 緊急通報システム**
18歳以上で、1人暮らしなどの身体障害者手帳1・2級の方や難病患者に対して、生活の安全を確保するため、緊急通報システム機器を貸与します。
聴覚などに障害のある方のためには、緊急ファクス制度もあります。
- 在宅重度障害者介護者慰労**
特別障害者手当または重度心身障害者手当を現在受給している障害のある方を在宅で介護している方に、食事券・マッサージ券・旅行

券のうち希望するもの(組み合わせも可)を給付します(30,000円相当)。

- 重度脳性麻痺者介護**
20歳以上の、重度の脳性まひ(身体障害者手帳1級)で、単独での屋外活動が困難な方を介護するための援助をします。
- 紙おむつ等の支給**
3歳以上65歳未満で、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度もしくは精神障害者保健福祉手帳1・2級の方が、常時寝たきりで失禁状態にあり、おむつを必要としている場合に、月150枚まで支給します。
入院中で病院指定のおむつを使用している方には、一定の助成金を支給します。
- 訪問入浴サービス**
65歳未満の心身障害のある方で、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度の方が、長期にわたり入浴することが困難な場合に週1回(年51回)訪問入浴車による入浴サービスを受けられます。
- 理美容サービス**
65歳未満の重度の障害のある方で、身体障害者手帳1級(下肢または体幹機能障害)または愛の手帳1度もしくは精神障害者保健福祉手帳1・2級の方で理容所や美容所の利用が困難な方は、年6回出張サービスを受けられます。
- ふとん乾燥・丸洗いサービス**
65歳未満の重度の障害(身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度もしくは精神障害者保健福祉手帳1・2級)があり寝たきりの状態で、家族などによる布団の乾燥が困難な方は、乾燥(年10回)、丸洗いと水洗い(各年1回)のサービスが受けられます。
- 個別移動支援**
知的障害のある方や精神障害のある方などが社会生活上、必要不可欠な外出をする際の支援を行います。なお、視覚障害のある方は、障害福祉サービスの同行援護をご利用できます。
- 自動車運転教習費の助成**
運転免許適性試験に合格した身体障害者手帳1~3級(内部機能障害は1~4級、下肢・体幹機能障害は1~5級で歩行が困難な方)または愛の手帳1~4度の方に運転教習所入所料・技能学科教習料・教材費の一部または全部を助成します。
- 自動車改造費の助成**
身体障害者手帳1・2級程度の

上肢・下肢・体幹機能障害のある方自らが所有し、運転する自動車の改造を行う場合に、経費の一部を助成します。

- 福祉タクシー利用券等の給付**
下肢・体幹の障害が身体障害者手帳1~3級、内部機能障害1・2級、視覚障害1・2級、脳性まひ・進行性筋萎縮症1~6級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級の方に、申請時期に応じて、年間10,000~40,000円相当の障害者福祉タクシー利用券または自動車燃料費(ガソリン代など)のどちらかを支給します。
ただし、自動車燃料費は、自家用の自動車を運転される場合などが対象となります。
- リフト付ハイヤーの運行**
日常の外出時に車いすを利用しているか寝たきりの重度心身障害のある方などに、車いすや移動寝台車に乗ったまま乗降できるリフト付ハイヤーを運行し、その運賃の一部を助成(原則月4回以内)します。
- 電話・ファクス料金の助成**
18歳以上で、下肢・体幹・内部の障害が身体障害者手帳1・2級および視覚障害1級の方がいる住民税が非課税の世帯に、電話の基本料金と通話料を合わせて2,500円まで助成します。また聴覚・音声・言語機能障害1~3級の方(6歳以上)がいる世帯で、ファクスを使用している場合も助成します。
- 知的障害者位置情報サービス費用助成**
外出時に道に迷う恐れのある在宅の知的障害のある方(愛の手帳所持者)の保護者にGPS(人工衛星測位システムと携帯電話網)または既にお持ちの携帯電話などによる位置情報サービスの利用料の一部を助成します。
- 手話通訳者等派遣**
聴覚などに障害のある方に、月20時間まで手話通訳者または要約筆記者を派遣します。
- 手話通訳者が窓口でお手伝いしています**
閉庁日を除いた毎週金曜日の午前10時~正午、午後1時~3時にご利用いただけます。区役所1階まごころステーションでお申し込みください。
- 障害者就労支援センター**
障害のある方が一般企業などへ就労する場合や就労後に、専任のコーディネーターが就労や生活に関する相談や支援を行っています。

日常生活のサービス

- 居宅介護(ホームヘルプ)**
自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
- 短期入所**

区民税非課税の方へ
プレミアム付商品券購入引換券の申請期限が迫っています

プレミアム付商品券の購入を希望される方は申請が必要です。全世帯宛てに6月中旬に送付した申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で申請してください。対象となる方には、商品券を購入するための「購入引換券」を送付します。

申請期限
 12月27日(必着)
 ◎提出期限を過ぎると受け付けできませんので、早めに申請してください。

子育て世帯の方へ
 令和元年8月1日から9月30日ま

で生まれた子の世帯の方には、「購入引換券」を11月中旬に送付します。

◎平成28年4月2日から令和元年7月31日までに生まれた子の世帯の方には、9月中旬に送付しています。

◎商品券について詳しくは、区のホームページをご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。

☎中央区プレミアム付商品券コールセンター
 ・購入引換券に関すること
 ☎(3546)5657
 ・取扱店・商品券使用に関すること
 ☎050(3850)4378

東京都エイズ予防月間
11月16日(土)～12月15日(日)

平成30年中に国内で報告されたHIV感染者数は940件、感染に気付かずにエイズを発症して報告されたエイズ患者数は377件、合計は1,317件でした。1,400件前後で推移していた前年までと比べるとやや減少しましたが、依然として予断を許さない状況にあります。

HIVとは、ヒト免疫不全ウイルスのことをいいます。HIVに感染すると、感染初期にはインフルエンザに似た高熱などが出てくる場合があります。その後は通常症状のない時期が続きますが、その間にもウイルスは徐々に増殖し、ヒトの免疫機能を低下させます。そして免疫力が低下することで病気にかかりやすくなり、指標となる疾患を発症するとエイズと診断されます。

HIVに感染した場合も早期に発見し、適切な治療を受けることにより、エイズ発症を予防したり、遅らせたりすることができます。感染を早期に発見するため、検査を受けることは重要です。また、コンドームを正しく使用し、感染を予防することも大切です。

エイズについて正しい知識を持ち、感染を予防しましょう。

世界エイズデー

WHO(世界保健機関)では、12月1日を「世界エイズデー」と定めています。今年のテーマは「UPDATE! 話そう、HIV/エイズのとなりで～検査・治療・支援～」です。

ダメ。ゼッタイ。キャンペーン
秋季 11・14

覚せい剤や麻薬、危険ドラッグなどの薬物乱用が、一般家庭や中・高校生を含めた若い世代にまで広がっており、深刻な社会問題となっています。

そこで、覚せい剤などの薬物禍を根絶させるためにキャンペーンを実施します。

日時

世界エイズデーに合わせて、次の会場で街頭キャンペーンを実施します(別表のとおり)。

別表

日時	会場
12月2日(月)	午前9時～ ・築地川銀座公園 ・日本橋橋梁付近
	正午～ ・晴海トリトンスクエア 2階グランドロビー

◎キャンペーンは配布物が終わり次第、終了します。

HIV(エイズ)・性感染症検査

通常検査(毎月2回)

検査日時
 原則第2・第4木曜日
 午前9時～9時45分受け付け
結果通知日時
 原則2週間後の木曜日
 午前10時15分～11時受け付け

夜間検査(臨時)

検査日時
 12月4日(水)
 午後6時30分～7時30分受け付け
結果通知日時
 12月18日(水)
 午後6時30分～7時30分受け付け

共通

会場
 中央区保健所1階
検査項目
 HIV、性感染症(梅毒・淋菌・クラミジア)
 ◎電話予約が必要です。
 ◎匿名、無料で実施しています。
 ☎中央区保健所健康推進課予防係
 ☎(3541)5930

11月14日(木)
 午前7時30分～8時30分

会場
 銀座中学校、佃中学校、晴海中学校、日本橋中学校

内容
 啓発チラシなどの配布

主催
 覚せい剤等乱用防止推進中央区民協議会

後援
 中央区

☎中央区保健所生活衛生課生活衛生係
 ☎(3541)5936

女性に対する暴力をなくす運動

実施期間 11月12日(火)～25日(月)

女性に対する暴力とは
 夫・パートナー・近親者などからの暴力や性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為などは、女性の人権を著しく侵害するものであり、社会全体で克服すべき重要な問題です。

女性に対する暴力が起きる背景
 暴力は男女を問わず許されませんが、女性に対する暴力は性的なものを含む場合も多く、加害者となる男性には、被害を受ける女性の苦痛などに対する思いや、対等な存在として尊重しなければならないことの認識の欠如が見られます。

区における取り組み
 次の会場で女性に対する暴力の防止を呼びかける啓発パネルの巡回展示を行います。

- ・月島区民センター
11月15日(金)まで
- ・日本橋区民センター
11月16日(土)～21日(木)
- ・区役所1階
11月22日(金)～28日(木)
- ・女性センター「ブーケ21」
12月26日(木)まで

女性のための相談窓口

「ブーケ21」面談(電話)相談(要予約)

面談、電話で相談ができます。
日時
 ・毎月第1・5水曜日、第4火曜日
 午前10時～午後4時
 ・毎月第2火曜日、第3水曜日
 午後3時30分～8時30分
 ◎祝日・休日、年末年始は除きます。
 ◎お子さん連れの方でも安心して相談できるように、託児サービスを行っています(要予約)。

「ブーケ21」電話相談(予約不要)

日時

毎週月曜日
 午前10時～午後4時
 ◎祝日・休日、年末年始は除きます。

☎総務課女性施策推進係
 ☎(5543)0653

女性相談

日時
 月～金曜日
 午前8時30分～午後5時
 ◎祝日・休日、年末年始は除きます。
 ☎子育て支援課子育て支援係
 ☎(3546)5350

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会主催による「女性の人権ホットライン」が11月18日(月)から24日(日)まで強化週間として実施され、午前8時30分から午後7時まで相談を行います(日曜日、祝日は午前10時～午後5時)。

なお「女性の人権ホットライン」は、年間を通じて女性を巡るさまざまな人権問題に関する相談に応じています(平日午前8時30分～午後5時15分)。

女性の人権ホットライン(全国共通電話番号)

☎0570(070)810

人権擁護相談

「いじめ」や「差別」など人権問題でお困りの方は、ぜひご相談ください。

日時
 毎月第3木曜日
 午後1時～4時
 ◎祝日・休日、年末年始は除きます。

会場
 区役所1階区民相談室
 ☎まごころステーション
 ☎(3546)9590

先天性風しん症候群対策
風しん抗体検査などの費用助成

妊婦(特に妊娠初期)が風しんにかかること、心疾患・白内障・難聴などの先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれる可能性があります。

風しん予防に十分な免疫があるかは抗体検査で確認することができますが、妊娠中は予防接種ができませんので、周りの方はウイルスを持ち込まないよう注意が必要です。

また、妊娠を希望する方は妊娠前に抗体検査をして、十分な免疫がない場合は抗体をつけることが大切です。

抗体検査費用助成の対象

風しん未罹患、未接種、未検査(罹患・接種・検査歴不明)で次のどちらかに該当する19歳以上の区内在住者

- ①妊娠を予定または希望している女性とその同居者
- ②妊婦の同居者

予防接種費用助成の対象

- ③上記の抗体検査で抗体価が十分でないとき
- ④妊婦健診などで風しん抗体価が十分でないとき

分でないとき

実施期限
 令和2年3月31日(火)まで

費用
 無料

検査および接種方法

「風しん抗体検査及び予防接種予診票兼助成金申請委任状」を使用し、区指定の医療機関で抗体検査を行い、十分な免疫がなかった場合はワクチンを接種します。

◎抗体検査の結果が出るまでに1週間以上かかる場合があります。事前に医療機関にご確認ください。

◎「風しん抗体検査及び予防接種予診票兼助成金申請委任状」は中央区保健所、日本橋・月島保健センターで交付(④の対象の方は母子健康手帳または抗体検査結果が必要)します。

◎詳しくは区のホームページをご覧ください。

☎中央区保健所健康推進課予防係
 ☎(3541)5930



凡例
 問い合わせ(申込)先
 HP ホームページアドレス
 Eメールアドレス

国民年金特集

凡例

お問い合わせ(申込)先

HP ホームページアドレス

Eメールアドレス

国民年金の加入者

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。また、60歳以上の方や外国に住んでいる日本人が希望すれば加入できる任意加入制度があります(別表1のとおり)。

あなたの生活を支える 三つの年金

老齢基礎年金

受給資格期間(別表2のとおり)が10年以上ある方が、65歳になってから受けられる年金です。

年金額(満額)

780,100円(平成31年4月から)
20歳から60歳までの40年間の保険料を全て納めると満額の老齢基礎年金を受給できます。計算方法は別表3のとおりです。

年金額は物価や賃金などの変動に応じて改定されます。

受給開始年齢

原則、65歳です。ご希望により60歳以上65歳未満の間に繰り上げて、または66歳以降に繰り下げて受給することもできます。その場合、繰り上げまたは繰り下げ支給の請求をした時点に応じて一定の割合で年金額が減額、または増額されます。

障害基礎年金

障害の原因となる傷病の初診日に

おいて次の要件のいずれかに該当し、かつ障害認定日において、政令で定められた障害状態になった場合に支給されます。

- ①国民年金に加入していること
 - ②国民年金に加入していたことがある60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していること
 - ③20歳前で、年金制度に加入していないこと
- ◎①②の場合は保険料の納付要件が、③の場合は本人の所得制限があります。

障害認定日とは

初診日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した日です。

◎1年6カ月を経過した日が20歳前の場合は、20歳に達した日が障害認定日となります。

遺族基礎年金

次の要件のいずれかに該当する方が死亡した場合に、その方によって生計が維持されていた「子のある配偶者」や「子」に支給されます。

- ・国民年金に加入中の方
- ・国民年金に加入していたことがある60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有している方
- ・保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある、老齢基礎年金の受給権者
- ・保険料納付済期間、保険料免除期

間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方
◎子の年齢制限や保険料の納付要件があります。

第1号被保険者の独自給付

寡婦年金

第1号被保険者期間中の納付(免除期間を含む)が10年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳になるまでの間支給されます。

死亡一時金

第1号被保険者期間中の納付が3年以上ある方が年金を受けずに死亡した場合、その遺族に支給されます。

第1号被保険者の保険料

保険料

月額16,410円(令和元年度)

付加保険料

月額 400円

定額保険料に上乗せして納めると年金額に付加年金が加算されます。

保険料を納めるのが 困難な場合は

学生納付特例制度

学生で本人の前年所得が一定基準以下の方は、申請して承認されると、在学中の保険料の納付が猶予される制度です(一部対象とならない学校があります)。

◎学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。

申請免除(全額免除・一部免除)

本人、配偶者および世帯主の前年

所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が全部または一部免除されます。一部免除は残りの保険料の納付が必要です。

それ以外の場合に特例として、天災・失業などの理由により免除される場合があります。

納付猶予

本人(50歳未満)および配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

免除・納付猶予の承認期間は7月から翌年6月までです。

法定免除

障害基礎年金、障害厚生(共済)年金を受けている方で障害等級が1級または2級の方、生活保護法による生活扶助を受けている方などは、保険料の納付が法律によって免除されます。届け出が必要です。

産前産後免除制度

任意加入者を除く国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方は、申請により出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間、国民年金保険料が免除になります(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間)。

年金についてのご相談は

ご本人、配偶者の年金手帳・印鑑などをご持参ください(別表4のとおり)。

☎保険年金課保険年金係

☎(3546)5371

別表1

国民年金の加入者

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての方が加入します。

(上乗せ部分)→

国民年金基金

厚生年金

(基礎部分)→

国民年金(基礎年金)

被保険者の種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入者	自営業者・学生などで厚生年金に加入していない方	会社員・公務員など厚生年金に加入している方	第2号被保険者に扶養されている配偶者 ◎3号届け出が必要です。
加入手続き	区役所・特別出張所の窓口	勤務先	配偶者の勤務先
保険料	ご自身で納付します。	厚生年金保険料として給料から天引きされます。	厚生年金保険制度が一括して負担しています。

希望により任意加入できる方(任意加入被保険者)

- ・日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方(※1)
 - ・日本国籍を有し海外に居住する20歳以上65歳未満の方
 - ・日本国内に住所のある65歳以上70歳未満の方(※2)
 - ・日本国籍を有し海外に居住する65歳以上70歳未満の方(※2)
- (※1)年金の受給資格期間を満たしていない方、年金額の増額を希望する方(480月限度)に限ります。
(※2)年金の受給資格期間を満たしていない、昭和40年4月1日以前生まれの方に限ります。

別表3 年金額の計算方法

$$780,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{平成21年3月以前の免除(一部納付)月数の合計(国庫負担1/3)} + \text{平成21年4月以降の免除(一部納付)月数の合計(国庫負担1/2へ引き上げ後)}}{\text{加入可能月数(※7)}} \quad (\text{※6})$$

(※6)免除(一部納付)月数の年金額への反映

免除(一部納付)区分	年金額への反映	
	平成21年3月以前	平成21年4月以降
全額免除期間	月数×1/3	月数×1/2
3/4免除(1/4納付)期間	月数×1/2	月数×5/8
半額免除(半額納付)期間	月数×2/3	月数×3/4
1/4免除(3/4納付)期間	月数×5/6	月数×7/8

一部納付済みであることが前提です。

(※7)加入可能月数とは、一般的に480月(20歳から60歳までの40年間)ですが、昭和16年4月1日以前に生まれた方は、昭和36年4月1日から60歳までの期間をさします。

◎付加保険料を納付した方は、200円×付加保険料納付済月数で計算した額が加算されます。

別表2 受給資格期間とは(主要なもの)

- ・保険料を納めた期間(第2号被保険者期間を含む)
 - ・第3号被保険者期間
 - ・保険料全額免除期間
 - ・保険料4分の1納付期間のうち、4分の1の保険料を納めた期間
 - ・保険料半額納付期間のうち、半額の保険料を納めた期間
 - ・保険料4分の3納付期間のうち、4分の3の保険料を納めた期間
 - ・学生納付特例を受けた期間(※3)
 - ・納付猶予を受けた期間(※3)
 - ・会社員などの配偶者が国民年金に任意加入しなかった期間(昭和61年3月以前)(※4)(※5)
 - ・昼間部の学生が国民年金に任意加入しなかった期間(平成3年3月以前)(※4)(※5)
 - ・昭和36年4月以降の厚生年金の脱退手当金などを受けた期間(※4)
 - ・昭和36年4月以降、日本国籍を有する方が外国に住んでいた期間(20歳以上60歳未満)(※4)
- (※3)追納がなければ年金額には反映されません。
(※4)年金額には反映されません。
(※5)20歳以上60歳未満の間に限ります。

別表4

手続き・相談の内容	窓 口
・厚生年金のこと ・第3号被保険者に関すること ・保険料のこと ・年金の請求のこと (厚生年金期間・第3号被保険者期間がある方) ・年金相談 (国民年金・厚生年金の受給資格期間の確認・年金額の計算など)	・中央年金事務所 ☎(3543)1411 銀座7-13-8 第2丸高ビル1・2階 ・ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165 (一般的な年金相談に関する問い合わせ、来訪相談の予約)
社会保険労務士による年金相談	・区役所1階区民相談室(偶数月の第4水曜日) ・日本橋特別出張所相談室(5・9・1月の第3水曜日) ・月島特別出張所相談室(7・11・3月の第4水曜日) ☎保険年金課保険年金係 ☎(3546)5371
・第1号被保険者に関すること ・免除の申請のこと ・納付猶予の申請のこと ・学生納付特例の申請のこと ・年金の請求のこと(第1号被保険者期間のみの方)	☎保険年金課保険年金係 ☎(3546)5371

情報コーナー

遊ぶ 知る

学ぶ

記入例(はがき・ファクス)



1人1枚
限り

往復はがきの場合は
返信用の宛名に〒・
住所・氏名を記入

- ①講座名など
- ②氏名・ふりがな
- ③〒・住所
- ④電話番号
- ⑤年齢
- ⑥その他必要事項

◎**間に〒・住所が記載されていない場合の宛先は**
〒104-8404
築地1-1-1中央区役所
〇〇課〇〇係(間の宛名)
◎「電子申請も可」と記載されているものは
区のホームページの電子申請から申し込みも可能

施設

環境情報センターの臨時休館

12月15日(日)は、施設内清掃のため休館します。

環境情報センター
☎(6225)2433

保健・医療・福祉

訪問健康づくり事業

健康教室に通うことが困難と思われる方や、閉じこもりがちな方に保健師がご自宅を訪問し、健康状態に合わせて、1回当たり2時間程度、簡単な体操や健康づくりのお話をします。
[訪問までの流れ] 電話による申し込み受け付けの後、健康状態や健康づくりの目標などを確認するために一度ご自宅に伺った後、定期的な訪問をスタートします。

[訪問期間] 月1~2回3カ月間
◎最長6カ月まで継続が可能です。
◎日程はご相談の上、決定します。
☒健康教室に通うことが困難な65歳以上の区内在住者
☒・健康づくりに関する相談
・ご自宅で出来る体操や口腔ケアなどの紹介
・体調に合わせた食事の取り方の紹介

費無料
☒高齢者福祉課高齢者活動支援係
☎(3546)5334

講座・催し物

クラフトバンドで作るクリスマスリース

☒11月17日(日)
午後1時30分~4時
場新川区民館2階5号室
☒区内在住・在勤・在学者
◎小学生は保護者の同伴が必要です。
☒クラフトバンドという紙素材のひもを使ってクリスマスリースを作ります。飾りを変えるとオールシーズンのリースとしても使えます。
定10人(申し込み多数の場合は抽選)
費500円
[持ち物] エプロン、お持ち帰り用の袋
☒11月12日(火)から15日(金)までに電話で申し込み(受け付けは午前10時~午後5時)。
◎当選者には11月16日(土)までに電話で連絡します。
☒新川区民館
☎(3551)7000

クリスマスリース教室

☒①12月7日(土)
②13日(金)
午後2時~4時
場堀留町区民館3階2号室



☒区内在住・在勤・在学者
◎小学生は保護者の同伴が必要です。
☒アーティフィシャルフラワー(造花)を使ったクリスマスリースを作ります。
[講師] 諸見 美智子
定各回20人(申し込み多数の場合は抽選)
費各回1,000円
[持ち物] はさみ
☒11月13日(水)から28日(木)までに電話で申し込み(受け付けは午前10時~午後8時)。
◎当選者には11月30日(土)までに電話で連絡します。
☒堀留町区民館
☎(3661)8448

指編みスカーフ作り

☒11月21日(木)
午後1時30分~4時
場明石町区民館3階8号室
☒区内在住・在勤・在学者
☒編み棒を使用せず、指を使ってスカーフを編みます。指先を使うことで、脳のトレーニングにもなる健康に良い編み物です。
定15人(申し込み多数の場合は抽選)
費500円
☒11月12日(火)から18日(月)までに電話で申し込み(受け付けは午前9時~午後5時)。
◎当選者には11月19日(火)までに電話で連絡します。
☒明石町区民館
☎(3546)9125

ベビーマッサージ教室

☒12月19日(木)
午前10時~11時30分
場月島区民館2階1・2号室
☒区内在住・在勤者と3カ月~1歳前後の赤ちゃん
☒赤ちゃんとのスキンシップを楽しみながら、夜泣きの改善やリラックス効果があるといわれるベビーマッサージを行います。
定6組(申し込み多数の場合は抽選)
費500円
[持ち物] バスタオル、お子さん用の飲み物、いつものお出かけセット
☒11月13日(水)から23日(祝)までに電話で申し込み(受け付けは午前9時~午後5時)。
◎当選者には11月26日(火)までに電話で連絡します。
☒月島区民館
☎(3531)6932



冬の中央区歴史散歩2019
ディスプレイの華やぎと歴史を訪ねる「銀座散歩」

A:土曜コース
☒12月7日(土)
午後4時~6時
B:日曜コース
☒12月15日(日)
午後4時~6時
共通
[集合場所]

博品館前(銀座8-8-11)
[行き先]
銀座御門通り~銀座通り~豊岩稲荷~花椿通り~石川啄木歌碑~ソニー通り~銀座教会~並木通り~マロニエ通り~銀座2丁目交差点~銀座4丁目交差点~銀座シックス屋上(解散)
☒どなたでも
☒12月の銀座の華やぎと奥深さを堪能します。
[案内人]
中央区文化財サポーター協会所属の文化財サポーター
定各回30人(申し込み多数の場合は抽選)
費資料代・保険料として400円(当日集金)
☒11月26日(必着)までに往復はがきに①希望のコース名②~⑤(5面記入例参照、④の電話番号は固定電話と携帯電話の番号)を記入して申し込み。
◎往復はがき1枚につき1コース・1人のみご記入ください。

[申込先]
〒104-0033
中央区新川2-3-4新川田所ビル8階
中央区文化財サポーター協会
平井 喜美子

中央区文化財サポーター協会
中央区文化財サポーター協会は、中央区の歴史や文化を案内・解説しながらまち歩きをするボランティア団体です。まち案内の申し込みは、グループ(3人以上)を対象に通年受け付けています。
◎詳しくは、中央区文化財サポーター協会のホームページをご覧ください。申込用紙をダウンロードすることもできます。
☒文化・生涯学習課生涯学習係
☎(3546)5524
☒中央区文化財サポーター協会
<http://chuo-machiaruki.com/>

社会教育会館「ゆめ講座」
お正月ゆめ飾りを作ろう!~願いを込めて作るフラワーアレンジメント~

☒12月8日(日)
午前10時~正午
場築地社会教育会館
☒18歳以上の区内在住・在勤・在学者
☒フラワーアレンジメントを施したお正月飾りを作ります。
定20人(申し込み多数の場合は抽選)
費2,000円(材料費含む)
☒11月26日(火)までに電話またはファクスで①~⑤(5面記入例参照)を記入して申し込み。
☒築地社会教育会館
☎(3542)4801
FAX(3542)3696

社会教育会館「ゆめ講座」
親子でぬいぐるみを作ろう!~世界でひとつだけのくまさん~

☒12月14日(土)
午後1時~3時

場アートはるみ
☒区内在住・在学の小学校3~6年生の児童とその保護者(保護者が区内在住の場合も可)
☒親子で協力して、フリース素材を使い世界で一つだけのクマのぬいぐるみを作ります。
定10組20人(申し込み多数の場合は抽選)
費500円(材料費・保険料含む)
☒11月30日(土)までに電話またはファクスで①~⑤(5面記入例参照)を記入して申し込み。
☒月島社会教育会館
☎(3531)6367
FAX(3531)6369



親族後見人向け講座
「お悩み解消!親族後見人のための勉強・相談会」

☒12月15日(日)
午後1時30分~3時30分
場社会福祉協議会3階会議室
☒親族の成年後見人(保佐人・補助人)になっている区内在住・在勤者(被後見人などが区内在住の場合も可)
◎後見人兼任予定の方も含みます。
☒・後見人兼任後の具体的な業務内容
・介護サービスの利用など福祉的な支援を行うに当たり後見人として留意する点についての解説
・後見人同士の交流と情報交換、日頃の活動に関する相談など
[講師] 社会福祉士 熊倉千雅
定15人(先着順)
費無料
☒11月12日(火)から12月11日(水)までに電話、ファクスまたはEメールで①~④(5面記入例参照)を記入して申し込み。
☒中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」
☎(3206)0567
FAX(3523)6386
Estep@shakyo-chuo-city.jp

映画芸術劇場

☒12月18日(水)
午前11時~
場東劇(築地4-1-1 3階)
☒区内在住・在勤者
[上映作品]
シネマ歌舞伎「刺青奇遇」(中村 勤三郎 他出演)
定10組20人(申し込み多数の場合は抽選)
◎結果は当選者のみ通知します。
費無料
☒11月25日(必着)までにはがき(1組2人招待)に②~⑤(5面記入例参照)を記入して申し込み。
☒〒104-8077
中央区銀座5-1-7数寄屋橋ビル6階
都民劇場「映画芸術劇場中央区」係
☎(3289)4621

凡例
日時
会場
対象
内容
定員
費用
申し込み方法
問い合わせ(申込先)
HP
ホームページアドレス
Eメールアドレス

税

日曜納税相談

日11月24日(日)
午前10時～午後4時
区役所 2階税務課
平日に来庁できない方のために、特別区民税・都民税の納税について納税相談を行います。
来庁の際には区からお送りした納税通知書、督促状、納税催告書などの納付書、収入や生活状況を確認できる書類などをご持参ください。
なお課税に関する相談や課税証明書、納税証明書などの発行は行いませんのでご注意ください。
区税務課整理係
(3546)5279

国保・年金

社会保険料は所得控除の対象

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度および国民年金の保険料は、全額が社会保険料として所得控除の対象になります。
平成31年1月から令和元年12月までに納めた保険料を領収書や口座振替通知(12月送付予定)などで確認の上、年末調整または確定申告の際に忘れずに申告してください。
なお、国民年金保険料については平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方へ「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されますので、必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。
また、10月1日から12月31日までの間に今年初めての国民年金保険料を納付された方については、令和2年の2月上旬に送付予定です。

別表のとおり別表

Table with 2 columns: 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度について, 国民年金について, 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について. Includes insurance numbers and contact info.

その他

マイナンバーカードの受け取りはお早めに

顔写真付きのマイナンバーカードの交付については平成28年2月から実施していますが、早い時期の申請者の中には、まだカードを受け取っていない方が多数いらっしゃいます。
カードを未受領の方に順次、交付期限を記載した交付通知書を再送し

ています。交付期限が過ぎたカードは廃棄となりますので、お早めに交付窓口までお越しください。
区民生活課総合窓口係
(3546)5320
日本橋特別出張所区民係
(3666)4253
月島特別出張所区民係
(3531)1153

若者のための就職面接会 in 中央区

日11月22日(金)
午後0時45分～4時(受け付けは午後0時15分～3時)
区役所 8階大会議室
おおむね35歳以下の方
当日は複数の企業と面接ができますので、履歴書(写真貼付)を複数枚ご用意ください。
[参加企業数]15社程度
費無料
当日、直接会場にお越しください。
求人情報は、開催日の約1週間前までにハローワーク飯田橋のホームページに掲載します。
詳しくはお問い合わせください。
商工観光課商工振興係
(3546)5329
ハローワーク飯田橋職業相談第一部門
(3812)8609(部門コード41#)
HPハローワーク飯田橋
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/iidabashi.html

生きがい活動支援室

気軽に楽しく生きがいづくりに取り組めるよう、シニアセンター内に「生きがい活動支援室」を開設しています。
月～土曜日(祝日・休日、年末年始を除く)
午前9時～午後5時
50歳以上の区内在住者
・生きがいづくりに関する相談(健康・家庭問題・暮らし・社会参加など)を受け、実際の行動につながる助言を行っています。
・仲間づくりや団体活動に積極的に参加し、生きがいを持って生活できるよう、「生きがいひろば」や生きがい活動リーダーによる健康吹き矢講座などを開催しています。
・社会参加活動を支援するため、「生きがい活動支援室だより」の発行や区主催の講座・教室、サークル活動などの情報を提供しています。

生きがい相談
[日程など]
・いきいき桜川(桜川敬老館) 毎月第1金曜日
・いきいき浜町(浜町敬老館) 毎月第1月曜日
・いきいき勝どき(勝どき敬老館) 毎月第2月曜日
午後1時～4時(祝日、年末年始を除く)
区シニアセンター
(3531)7813

令和元年度中央区職員募集

[募集職種]福祉
[募集人員]若干名
[受験資格]国籍・性別を問わず、昭

和57年4月2日から平成12年4月1日までに生まれ、保育士資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方(令和2年3月31日までに資格を取得し、都道府県知事の登録を受ける見込みの方を含む)
[第1次選考]令和2年1月11日(土)
[申込期間]12月11日(水)まで
◎受験資格、申し込み方法など詳しくは、区役所1階まごころステーション、3階職員課、日本橋・月島特別出張所にある募集案内または区のホームページをご覧ください。
◎募集案内を郵送で請求する場合には、封筒に「福祉募集案内請求」と朱書きし、返信用封筒(角型2号・140円切手を貼り返送先を記入したもの)を同封の上送付してください。
〒104-8404
中央区築地1-1-1
職員課人事係
(3546)9565

特別区立幼稚園妊娠出産休暇・育児休業補助教員採用候補者の募集

[職種] 臨時的任用教員(幼稚園)
[勤務地] 東京23区の区立幼稚園(大田区・足立区を除く)
[資格] 幼稚園教諭普通免許状を現に有し、国公私立幼稚園の正規任用教員として1年以上、国公私立幼保連携型認定こども園において満3歳以上を担当する正規任用保育教諭として1年以上、または特別区の区立幼稚園の臨時的任用教員もしくは学級を専任する非常勤講師として通算12カ月以上の勤務実績があり、昭和34年4月2日以降に出生した方
[受付期間] 12月2日(月)・3日(火)
[受付方法] 所定の書類(募集案内を参照)を本人が持参
[募集案内の配布場所] 東京23区の各区役所および特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局人事企画課
[選考方法] 書類選考および面接
〒102-0072
千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館17階
特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局人事企画課採用選考担当
(5210)9751
HP http://www.tokyo23city.or.jp/

令和元年第四回定例会の開催

[会期] 11月22日(金)～12月5日(木)の14日間
ラジオ中継
中央区議会では、本定例会の一般質問をラジオで生中継します。
[番組名] 中央区議会議中継
[放送日時(予定)] 11月25日(月)・26日(火) 午後2時～6時
[周波数] 中央エフエム・ラジオシティ FM84.0MHz
区議会局調査係
(3546)5559
本会議・委員会の傍聴
本会議や委員会はどなたでも傍聴することができます。委員会の日程についてはお問い合わせください。
区議会局議事係
(3546)5557

あたたかい善意ありがとうございました

社会福祉協議会への寄付
令和元年9月分寄付合計228,685円(敬称略・順不同)
[一般寄付金]
佃二丁目鈴木猛夫...1,091円、鈴木邑次...10,000円、渡邊俊夫...76,960円、田中佐智子...20,402円、保田清...5,000円、GALLERY ART POINT...21,020円、有限会社三谷葬儀社...10,000円、三谷和美...5,000円、匿名(8件)...29,212円(内訳5,000円、350円、5,103円、5,103円、5,103円、5,103円、3,000円、450円)
[ボランティア基金]
古典芸能を守る会 オフィス380...50,000円
中央区社会福祉協議会管理部庶務課
(3206)0506

祝日のごみ収集

11月23日(祝)「勤労感謝の日」は、土曜日の収集地域で通常どおり、燃やすごみ・燃やさないごみ、資源およびプラスチック製容器包装の収集を行います。
中央清掃事務所作業係
(3562)1521

電気自動車用電気エコ(急速充電)スタンドのご利用を

区では、自動車公害や地球温暖化対策の一環として低公害車の普及を促進するために、区営駐車場に電気自動車用電気エコ(急速充電)スタンドを設置しています。
設置場所
①中央区役所附属駐車場(築地1-1-1)
②浜町公園地下駐車場(日本橋浜町2-59-4)
③月島駐車場(月島4-1-1)
利用時間
[①について] 終日利用可
[②および③について] 午前7時～午後10時(入庫は午後9時まで)
利用料金
無料
◎利用申請などの手続きは不要です。
◎②および③は有料駐車場ですが、充電スタンドを利用する場合は、入庫から出庫までの時間が1時間以内であれば駐車料金は無料です。
環境推進課温暖化対策推進係
(3546)5406

落ち葉の清掃にご協力を

夏の間、木陰をつくり、快適な空間を与えてくれた街路樹も、越冬の準備のため葉を落とします。
落ち葉は、そのままにしておくと、葉が雨に濡れ、滑って転倒する場合があります。
区が行う清掃だけでは、対応できない場合もありますので、落ち葉の清掃に区民の方や事業者の皆さんのご協力をお願いします。
水とみどりの課道路緑化施設係
(3546)5438

各種功労者86人を表彰

菊薫る11月3日「文化の日」に各種功労者表彰式が銀座プロッサム(中央会館)で行われました。今回の受賞者は86人の方々です。

今年で66回目を迎えたこの表彰は、地域社会の発展と区民福祉の向上のため、献身的な活動を続けてこられた方のご労苦に対し感謝の意を表し、その功績を顕彰するために行われたものです。

総務課総務係

☎(3546)5232

功労者表彰受賞者 (順不同・敬称略)

1 地域活動関係功労者(30人)

(1)町会・自治会関係者(27人)
細谷雅昭、岡 俊男、井ノ本誠、井上達也、堤 幸子、高木 茂、池田信義、森崎芳子、澤佐悦子、水橋 進、工藤哲夫、星 和男、今井義昌、荒木 賢、古川悦子、青木勝子、小林 肇、櫻井福代、西村邦夫、櫻井孝治、吉田順子、中西幸二、瀧美代子、大坪 紀代子、森田 三千子、竹口 寛、美才治清

(2)女性団体等関係者(3人)

平石幸子、三田 富貴子、永峯豊子

2 防犯・交通安全関係功労者(3人)

(1)交通安全関係者(3人)

村山 陽、宮入正英、仙波和子

3 防災功労者(20人)

(1)消防団関係者(7人)
末吉 陽一朗、三田雄二、山本悦弘、渡邊啓子、刑部監一、中川健次、青木 元

(2)防火防災協会等関係者(7人)
大石嘉彦、青木 眞知子、松谷珠枝、栗原久子、永島 富美子、原 涼子、櫻谷尊子

(3)防災区民組織関係者(6人)
伊藤修朗、青木 薫、山口純一、祐川紀元、小林幹雄、向佐壽雄

4 社会福祉事業功労者(5人)

(1)長期間にわたり私財による寄附を続けた者(4人)

田中 佐智子、鈴木猛夫、月島四之部西町会、(一社)日本橋青色申告会

(2)保育園の園医(1人)

山田 奈生子

5 衛生事業功労者(4人)

(1)衛生事業団体関係者(4人)
田中東順、中村章生、紙谷 隆、宮本重樹

6 環境保全・消費生活向上功労者(2人)

(1)環境保全団体・消費者団体等関係者(2人)

眞野幸男、立岩絹子

7 教育功労者(5人)

(1)私立学校関係者(1人)
森 明子

(2)小・中学校、幼稚園PTA関

トピックス



べったら市

10月19日・20日の2日間、宝田恵比寿神社から相森神社にかけての一带で「べったら市」が開かれました。大根をこうじ漬けにした「べったら漬」を売るお店をはじめ、たくさんの露天が所狭しと立ち並ぶこの市は、江戸時代から続く風物詩です。皮付き・皮なしの食感や、お店ごとに微妙に違う味付けの中から、好みのひと品を見つけようと、食べ比べをしながら買い物を楽しむ皆さんで、連日大変なにぎわいをみせていました。

- 係者(1人)
鈴木久雄
- (3)小・中学校の教職員(1人)
小久保 秀雄
- (4)小・中学校、幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(2人)
中込 豊、佐藤和子
- 8 文化・生涯学習関係功労者(6人)
 - (1)青少年対策地区委員会関係者(2人)
横川忠司、小西茂之
 - (2)社会教育・スポーツ関係団体の指導育成に尽力し社会教育及びスポーツの振興に功労顕著な者(4人)

- 瀬野哲男、山本昇治、山野井充、河野公一
- 9 納税功労者(1人)
(1)納税貯蓄組合関係者(1人)
平石勇夫
- 10 公共事務精励者(6人)
(1)法令に基づく各種委員(6人)
太田雅久、矢作祥子、杉野敬一、保科裕子、齋藤隆夫、石井吉郎
- 11 実業精励者(1人)
(1)伝統工芸従事者(1人)
矢崎 豊
- 12 徳行又は善行者(3人)
磯部道子、大塚清子、石田英朗

環境作品コンクール 入賞者決定

環境について考え、自然の尊さや環境を守ることの大切さを知ってもらうため、区立小・中学校の児童・生徒の皆さんから環境に関する標語・ポスターを募集したところ、1,646点の応募がありました。

審査の結果、次の方々が最優秀・優秀作品として入賞しました。

入選者(敬称略)

標語部門

最優秀作品(2人)

泰明小4年 井田 葵
晴海中1年 山内茉琴

優秀作品(6人)

京橋築地小1年 高谷理生
常盤小6年 中村羽那
日本橋小5年 堀内 翼
有馬小1年 神戸聖佳
日本橋中1年 森田絢子
佃中1年 木村純也

ポスター部門

最優秀作品(2人)

城東小5年 矢澤穂音
日本橋中3年 武田 久留美
優秀作品(8人)
泰明小6年 渡邊彩英
明石小5年 林 沙恵
有馬小1年 神戸聖佳
久松小4年 藤原聖沙
月島第二小5年 齋藤真広
月島第三小5年 齋藤希成
豊海小1年 原つむぎ
日本橋中2年 吉見大雅

また、佳作として、標語部門で小学生20人、中学生12人、ポスター部門で小学生42人、中学生8人が入選しました。

最優秀および優秀作品は、次のおり展示予定の他、環境カレンダーや環境月間ポスターなどに活用します。

たくさんのご応募ありがとうございました。

展示場所・期間

・区役所1階ロビー

- 11月12日(火)～19日(火)
- ・日本橋特別出張所
11月22日(金)～29日(金)
- ・月島特別出張所
11月30日(土)～12月9日(月)
- ・環境情報センター

- 12月10日(火)～17日(火)
- ◎日本橋・月島特別出張所の最終日は午後3時までです。
- 環境推進課環境活動係
☎(3546)5654

ひとへやに あつまりすごす エコ家族

▲標語部門 最優秀作品(小学生の部) 泰明小学校4年 井田 葵

ゴミ分別 未来が変わる その一歩

▲標語部門 最優秀作品(中学生の部) 晴海中学校1年 山内茉琴



ポスター部門 最優秀作品(小学生の部) 城東小学校5年 矢澤穂音



ポスター部門 最優秀作品(中学生の部) 日本橋中学校3年 武田 久留美

赤ちゃんが生まれたら訪問します

区では、生後4カ月までの赤ちゃんがいる全てのご家庭を保健師・助産師などが訪問し、赤ちゃんの体重

測定や健康状態の確認をするとともに、育児相談などを行っています。訪問は母子健康手帳交付時にお渡

しする「母と子の保健バッグ」の中に入っている赤ちゃん訪問連絡はがき(出生通知書)を基に行います。赤ちゃんが生まれたら、なるべく早く投函してください。

連絡はがきをお持ちでない方は、お住まいの地



域の保健所・保健センターへお問い合わせください。

- ☎(3541)5930 日本橋保健センター健康係
- ☎(3661)5071 月島保健センター健康係
- ☎(5560)0765

(8) 「区のおしらせ ちゅうおう」は区役所、特別出張所、区民館などの区施設、コミュニティバス、区内公衆浴場、一部金融機関、百貨店、ファミリーマート(一部店舗を除く)、都営地下鉄の駅(東銀座・宝町・築地市場・日本橋・人形町・東日本橋・馬喰横山・浜町・勝どき・月島)、東京メトロの駅(京橋・銀座・東銀座・新富町・築地・八丁堀・三越前・日本橋・人形町・茅場町・小伝馬町・水天宮前・月島)、JRの駅(新日本橋・馬喰町)、文化堂でも配布しています。

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス